

休業要請または感染拡大防止に協力することで受けられる支援制度を知りたい

制度・窓口等名称	担当
休業・時短要請協力店舗等への賃料支援 *「給付金関係」を参照	【福岡市】 店舗への賃料支援お問合せダイヤル 092-401-0019
休業要請対象外施設への支援	【福岡市】 休業要請対象外施設への支援お問合せダイヤル 092-401-0019
地域の飲食店を支えるテイクアウト支援	【福岡市】 別途、経済観光文化局 MICE推進課よりご案内します。
テレワーク導入支援（新たにテレワークを導入する 中小企業等に必要な経費を支援）	【福岡市】 福岡市テレワーク促進委員会 092-852-3453
文化・エンターテインメント施設への事業継続支援	【福岡市】 経済観光文化局 コンテンツ振興課 080-6449-6441 / 080-6449-6442
文化・エンターテインメント活動支援	【福岡市】 経済観光文化局 コンテンツ振興課 080-6449-6443 / 080-6449-6444
宿泊事業者への支援	【福岡市】 経済観光文化局 観光産業課 092-711-4353

給付金関係

国	持続化給付金
内容	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給するもの。
給付額	法人は200万円、個人事業者は100万円 (ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。)
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%減少している。 ●中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とする。 ●NPO法人、組合若しくはその連合会又は一般社団法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となる。
申請方法	Web上での申請が基本。順次完全予約制の申請支援窓口を設置。
相談 ダイヤル	経済産業省 持続化給付金窓口 0120-115-570 IP電話等：03-6831-0613 (5月・6月 全日 8:30~19:00 7月 日曜日~ 金曜日 (土祝日を除く) 8:30~19:00 8月以降 日曜日~金曜日 (土祝日を除く) 8:30~17:00)



新型コロナウイルス感染症
事業者サポート 公式LINEアカウント

友だち追加

